

## 利 用 上 の 注 意

- 1 本書に記載した「推計人口」は、国勢調査人口に、その後の各月の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の増減数を加減して、毎月1日現在の人口を算出したものである。

なお、平成12年11月から平成18年12月までの推計人口については、平成17年10月1日に実施された国勢調査の結果人口に基づき補正を行っている。

算出のための基本式は、次のとおりである。

推計人口 = 国勢調査人口 + 住民基本台帳人口の増減数 + 外国人登録人口の増減数  
(住民基本台帳人口の増減数 = 社会増減数 + 自然増減数)

なお、「住民基本台帳人口」及び「外国人登録人口」は、各区市町村から報告された登録者数を、都が集計したものである。

- 2 人口増減の要因のうち、「社会動態」(社会増減)とは転入、転出をいい、「自然動態」(自然増減)とは出生、死亡をいう。

- 3 「社会増減数」とは、転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。このうち、「他県との移動の増減数」は、都と道府県間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、「都内間の移動の増減数」は、都内の区市町村間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。

(都内間移動は、転入・転出の届出が同一月でない場合等、時間差があるため区市町村間における合計はゼロにはならない。)

- 4 「自然増減数」とは、出生者数から死亡者数を差し引いた数をいう。

- 5 表中の「その他の増減」の「外国人登録人口」とは、特に注記のない限り、外国人登録人口の増減数である。また、「記載・消除等」とは、帰化、国籍離脱、帰国、出国及び実態調査等職権による記載、消除並びに補正による増減等である。

- 6 区市町村名、国籍は、平成19年1月1日現在の名称により表章してある。

- 7 表中の符号は、次のとおりである。

「 - 」(ハイフン)……皆無または該当数値なし

「...」……不詳または計算不能

「0」……表章単位未満

「 」……負数

- 8 三宅村については、全島非難により平成12年国勢調査の人口がゼロとなっていたが、平成17年2月からの帰島開始により平成17年10月1日の国勢調査において人口が確定した。

ただし、平成12年11月から平成17年9月までの住民基本台帳等の移動による増減数は、三宅村には加えず、都総数のみに加えた。このため、都総数と各区市町村の合計は一致しない。